|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 農業用施設改修事業 | 農業後継者支援事業 | | |
| 対象者 | 八尾市内の土地改良区または水利組合等の団体 | 八尾市に住所を有する認定新規就農者または認定農業者の後継者 | | |
| 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと | | | |
| 要件 | ・対象者が現在八尾市内で管理している農業用施設の計画的改修であること  ・当該事業につき、国、府等（大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合を除く）から補助金の交付を受けている場合は、事業経費から国、府等の補助金の額を差し引いた額を補助対象事業費とする | ・対象者が事業実施年度の４月１日以前に就農しており、就農時の年齢が５０歳未満であること  ・就農から５年以内であること  ・農業次世代人材投資資金受給者でないこと  　その他、当該事業につき、国、府等（大阪中河内農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合を除く）から補助金の交付を受けている場合は、事業経費から国、府等の補助金の額を差し引いた額を補助対象事業費とする  ・自身で青色申告を実施、または親等が青色申告しその専従者となっていること  ・対象者及び農業経営者が市税の滞納がないこと  ・年間農業従事日数が１５０日以上であること  ・事業実施年度の末日から起算して５年以上、農業に従事すること  　（５年以内に離農の場合は、補助金を返還すること） | | |
| 実施方法 | 単年度では、１団体につき１回までの申請とする | ・単年度では、１人につき1回までの申請とする  ・複数年度では、１人につき２回までの申請を限度とする  ・２件以上の見積もりを比較し、安価な事業者より購入すること | | |
| 対象事業 | 農業用施設の改修  （井堰、樋門、ポンプ、ゲート、さく井、用水管など） | 農業用施設の整備  （ビニールハウス、直売施設、農小屋など） | 農業用機械の導入  （耕運機、運搬機、乾燥機など） | 農業設備の導入  （潅水設備、換気装置、加温器など） |
| ・原則として新規取得に限る  ・中古品の取得の場合は耐用年数残存期間が５年以上であること | | |
| 補助率 | １００分の２５以内 | | | |
| 補助限度額 | ５０万円 | ４０万円 | | |